

(全文) 可決した意見書 (要約)

日米地位協定の見直しを求める意見書

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって、全国に130施設の米軍基地がある。そのうち、52施設は九州・沖縄地方に所在しており、航空機騒音、米軍人等による事件・事故、環境問題等により、基地所在自治体に過大な負担がある。

日米地位協定は締結以来、一度も改定されておらず、補足協定等により運用改善が図られているものの、国内法の適用や自治体の基地立入権もない。航空法や環境法令などの国内法があるにもかかわらず、自由に訓練等ができる特権を与えている我が国は、他国と比べても厳しい状況にある。

また、昨年7月には、全国知事会も日米地位協定を抜本的に見直すこと等を盛り込んだ「米軍基地負担に関する提言」を決議するなど、地方から改善を求める声が上がっている。

よって国及び政府に対し、日米地位協定を抜本的に見直すことを強く要望する。

国民健康保険税引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書

国民健康保険制度は、国民の4人に1人が加入し、国民皆保険の医療制度の重要な柱になっているが、国民健康保険税の滞納世帯が全加入者の15%を超える。

協会けんぽや組合健保に比し、国保は加入者に大変重い負担を強いる制度である。

国保の構造的な問題を解決し、重い負担である国保税を引き下げるためには、十分な公費を投入することが必要不可欠である。

全国知事会・同市長会・同町村会においては、国保の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けており、2014年には、公費を1兆円投入し、「協会けんぽ」並みの負担率にすることを政府・与党に求めている。

国保税が高くなる要因の一つに、世帯の人数を算定基礎とする「均等割」がある。世帯の人数が保険料に影響するのは国保だけで、各世帯に定額でかかる「平等割」と同様、他の保険にないものである。

「均等割」と「平等割」を合わせると、全国で徴収されている保険税額はおよそ1兆円とされている。1兆円の公費投入で「協会けんぽ」並みの保険税とすることは可能である。

よって、本市議会は国に対し、国民健康保険税引き下げのため、国庫負担を増額することを強く要望する。

3月11日 予算特別委員会にて黙祷

平成23年3月11日、東日本大震災が発生いたしました。あの日から8年。いまだ癒えない悲しみへの弔意と、また今や復興を遂げつつある被災地の不断の努力に対する敬意を忘れてはなりません。3月11日、開会された予算特別委員会では、震災により亡くなられた多くの方々に対し、弔意を表するため、地震が発生いたしました午後2時46分に黙祷を捧げました。



文教福祉常任委員会管外視察報告

文教福祉常任委員会では平成30年11月19日に、京都府宇治市にあります京都認知症総合センターにおいて「認知症対策」について管外視察研修を実施しました。

同センターは府と宇治市が補助を行い、社会福祉法人悠仁福祉会が開設し、専門診療所、認知症対応型デイサービス、ショートステイ、常設型認知症カフェ、認知症グループホーム、認知症対象の特別養護老人ホームなどがあり、一人ひとりの認知症の状態に応じた適時・適切なサービスをワンストップで提供される、平成30年4月1日に開設された全国初の施設です。

専門診療所での「もの忘れ外来」は、初期からの病状に応じた適切な治療を行い、かかりつけ医や本人・家族からの予約制となっています。

認知症カフェでは、本人や家族が気軽に訪れ交流できるとともに、初期支援プログラムとして、なつかしい物や映像を見て思い出を語り合うことにより症状の改善につながる地域回想法や、子どもとの交流で症状の改善を図るため、不定期に子ども食堂を開催しています。

また、認知症周辺症状緩和のためタクティールケアというマッサージ法を取り入れていました。

説明を受けた後、施設の視察を行いました。



議員研修会を開催

京田辺市議会は、平成31年1月30日に京都大学防災研究所教授の多々納裕一氏を講師としてお招きし、「西日本豪雨からの教訓と地域のレジリエンス(回復力)」をテーマに議員研修会を実施しました。



災害リスクの制御と対応、西日本豪雨の被害状況と得られた教訓、京都で想定される地震被害、個人が被災に対して備えておくべきレジリエンス(回復力)、自主防災組織への期待などについて講演していただきました。



また、31年1月17日には、京都府八幡市において「放課後児童健全育成事業」について管外視察研修を実施しました。

八幡市では市立小学校8校のうち、学校敷地外に放課後児童健全育成施設があるのは4校で、そのうち3校は児童センター内で、1校は学校敷地内とともに子ども・子育て支援センター内でも実施しています。

学校敷地外に施設がある学校は、空き教室やプレハブ等を建てるスペースがなく、事業当初から敷地外で実施されていますが、美濃山小学校だけは、児童の増加により子ども・子育て支援センター内でも行うようになりました。

児童が児童センターへ行くのは、自宅へ帰ると同様の扱いで、市は送迎等の対応をされていませんが、子ども・子育て支援センターでの3年生以下の児童については、送迎員による送迎を行っています。帰りは原則として保護者のお迎えとなりますが、習い事などで個別に帰る児童もいるということでした。

